

名古屋市立大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学（以下「本学」という。）の学生に係る懲戒（名古屋市立大学学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第66条及び第67条に規定する懲戒（名古屋市立大学大学院学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号）第49条において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）に関し必要な事項について定める。

(基本方針)

第2条 学生に対する懲戒は、対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものとする。

2 懲戒により学生に科せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な範囲を限度にしなければならない。

(懲戒対象行為)

第3条 学則第66条に定める学生としての本分を守らないものとして懲戒の対象となる行為（以下「懲戒対象行為」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 非違行為
- (3) 重大な交通事故（加害者の場合に限る。）及び交通法規違反行為
- (4) 試験等（成績評価のために課す試験並びに課題に対するレポート及び成果物をいう。以下同じ。）における不正行為
- (5) 学問的倫理に反する行為
- (6) 情報倫理に反する行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の種類)

第4条 学則第67条に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 戒告 口頭及び文書により注意を喚起し、将来を戒めるもの
- (2) 停学 無期又は6月以下の期間本学への登校を禁止するもの
- (3) 退学 学生としての身分を剥奪し、再入学を認めないもの

(懲戒処分の基準)

第5条 学長は、学生の懲戒対象行為が次の各号に該当する場合に、当該各号に掲げる懲戒処分のいずれかを行うものとする。

- (1) 行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合 退学又は

停学

(2) 行為の悪質性が認められるが、その結果に重大性が認められない場合 停学又は戒告

(3) 行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合 停学又は戒告

2 前項各号の行為の悪質性については、当該学生の態度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機、反省の程度等を勘案して、学長が判断する。

3 第1項各号の結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が本学・社会に及ぼした被害及び影響等を勘案して、学長が判断する。

4 懲戒処分の内容は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠するものとする。ただし、情状等によりその処分の程度を減じ、又は重くすることができる。

(懲戒対象行為の報告)

第6条 教職員は、学生に懲戒対象行為があったと認められるときは、直ちに学生の所属する学部又は研究科の長（以下「学部長等」という。）に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた学部長等は、直ちにその状況を学長に報告しなければならない。

(自宅謹慎の措置)

第7条 前条第1項の報告を受けた学部長等は、必要に応じ懲戒対象行為を行ったと認められる学生（以下「当該学生」という。）に自宅謹慎の措置を講ずることができる。

2 前項の自宅謹慎の期間は、停学期間に参入することができる。

(懲戒処分の決定前における退学及び休学)

第8条 学部長等は、当該学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申出があった場合には、これを受理しないものとする。

(懲戒手続)

第9条 学部長等は、第6条第1項の報告を受け、かつ、同条第2項の報告を行ったときは、直ちに次条に定める調査委員会を設置しなければならない。

(調査委員会)

第10条 調査委員会は、学部長等が指名する者で構成する。

2 調査委員会は、直ちに懲戒対象行為の内容等を調査し、調査結果を学部長等に報告しなければならない。

3 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

4 同一の懲戒対象行為について複数の学部又は研究科の学生が関与している場合は、事実の認定及び懲戒処分の内容について学部間協議を経て、当該学部又は研究科ごとに処分案を作成するものとする。

(弁明の機会)

第11条 調査委員会は、調査に当たっては、当該学生にこの旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、懲戒対象行為が重大犯罪であつて、これを行ったことが明らかであると認められる場合その他特段の事情がある場合は、この限りではない。

2 前項の弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なくこれに欠席し、又は弁明に関する文書を指定の期日までに提出しなかったときは、これを放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第12条 学部長等は、調査委員会の調査結果に基づき、懲戒の要否について、当該学生の所属する学部又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）において審議するものとする。

2 教授会は、調査委員会の報告内容を尊重しつつ、その原因となった行為の悪質性及び結果の重大性並びに動機を総合的に考慮の上、当該学生に対する懲戒処分の要否、懲戒処分の内容及び懲戒理由を審議するものとする。

3 学部長等は、教授会での審議結果を学長に報告しなければならない。

4 学長は、前項の審議結果について疑義があるときは、当該学部長等に再審議を求めることができる。

(一部改正 平成27年達第47号)

第13条 学長は、前条第3項の報告を受けたときは、懲戒処分の要否、懲戒処分の内容及び懲戒理由を決定しなければならない。

(懲戒処分の通知)

第14条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書（別記様式1）を当該学生に交付することにより行うものとする。ただし、交付することが不可能な場合には、他の適当な方法により通知するものとし、又は通知したものとみなす。

(懲戒処分の公示)

第15条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生の所属、学年、懲戒の種類及び懲戒の理由を学長が指定する学内の掲示場において公示しなければならない。

2 公示の期間は、次条に定める懲戒の発効の日から起算して15日とする。

(懲戒の発効及び効果)

第16条 懲戒の発効は、懲戒処分書の交付日とする。

2 懲戒を受けた学生は、本学の学生表彰、授業料の減免、各種奨学金の推薦等の対象とならないものとする。

- 3 停学又は謹慎の期間中である学生は、本学の教育課程の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができないものとする。ただし、学部長等が教育指導上必要と認めた場合には、一時的に登校を認めることができる。
- 4 停学又は謹慎の期間が当該学生の履修手続の期間と重複する場合には、当該学生の履修手続については、これを認めるものとする。
- 5 停学期間中の学生については、退学を申し出た場合にあつてはこれを認めるものとし、休学を申し出た場合にあつてはこれを認めないものとする。この場合において、停学期間中に退学した学生の再入学は認めないものとする。

(再審査)

第17条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、学部長等に対し再審査を指示するものとする。
- 3 学長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づき学長より再審査の指示を受けた学部長等は、第9条から第12条までの規定に基づき再審査を行うものとする。
- 5 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知しなければならない。
- 6 学長は、再審査の結果により、当初の懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第13条から第15条までに定める手続を行うものとする。
- 7 再審査の請求は、原則として懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(起訴・逮捕・勾留時の取扱い)

第18条 当該学生が、懲戒対象行為に起因して起訴された場合は、懲戒処分の決定について当該裁判所の判断（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第333条の規定による刑の言渡しの判決、同法第334条の規定による刑の免除の判決若しくは同法第336条の規定による無罪の判決又は少年法（昭和23年法律第168号）第55条の規定による家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断をいう。以下同じ。）が確定した後に行うものとし、当該判断を参考にして処分内容を決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学の社会的責任及び他の学生への影響等に鑑み、当該学生に対して直ちに懲戒処分を決定すべき特段の事情がある場合には、本学が主体的に行う事実認定に基づき、裁判所の判断が確定するのを待つことなく懲戒処分を行うことができる。この場合にあつては、当該学生の権利を損なうことがないよう、十分

な配慮をしなければならない。

- 3 当該学生が逮捕・勾留され、又は犯罪を認めている場合であって、本学として当該学生へ接見できない場合にあつては、学部長等は、学長と協議した上で、第11条第1項に定める弁明の機会を当該学生に与えることなく懲戒処分手続を行うことができる。ただし、当該学生に弁明の機会を与えることなく懲戒処分を行う場合は、当該学生の権利を著しく損なうことがないように、十分な配慮をしなければならない。
- 4 前項の規定は、学生が犯罪の嫌疑があると思料されたことによって逃走をはかり、本学としての事情聴取を行うことができない場合について準用することができる。

(停学の解除)

第19条 当該学部長等は、停学の処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が適当であると認めるときは、教授会の議を経て停学の解除を学長に申請することができるものとする。ただし、無期停学の場合にあつては、その発効日から起算して6月を経過する日までの間は、これを申請することができないものとする。

- 2 学長は、前項の申請が適当であると認めるときは、停学の解除を決定するものとする。
- 3 学長は、前項の規定により停学の解除を決定したときは、当該学生に懲戒処分解除通知書（別記様式2）により通知しなければならない。

(停学処分中の指導)

第20条 学部長等は、停学処分中又は謹慎期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行い、その更生に努めるものとする。

- 2 停学中の学生は、常に居所及び連絡先を明らかにしなければならない。

(教育的措置)

第21条 学部長等は、当該学生が懲戒処分に相当しない場合であっても、第10条に定める調査委員会において懲戒対象行為の内容等を調査した場合であつて、教授会の議を経て必要と認めるときは、教育的措置として学生に口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。

- 2 学部長等は、前項に定める厳重注意を行ったときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(一部改正 平成27年達第47号)

(懲戒に関する記録)

第22条 学部長等は、懲戒処分を行ったときは、懲戒の原因たる事実並びに決定された処分内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

- 2 懲戒処分に関する記録は、学籍簿の賞罰欄に記載するものとする。ただし、成績証

明書及び進学・就職に係る推薦書等には懲戒の有無又はその内容を記載しないものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第8号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程の発布の際、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学達で定める様式による用紙で、現に作成されているものは、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学達の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表 懲戒処分 of 標準例

区分	行為の内容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、放火、誘拐等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	退学
	傷害、暴行、窃盗、恐喝、脅迫、強要、詐欺、過失致死、過失傷害等の犯罪行為	退学、停学又は戒告
	賭博、住居侵入、万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	停学又は戒告
	痴漢、のぞき、強制わいせつ、盗撮等のわいせつ行為	退学、停学又は戒告
	薬物犯罪（禁止薬物の所持、使用、売買又はその仲介等）	退学又は停学
	悪質なストーカー犯罪（ストーカー規制法第2条第2項に規定するストーカー行為）	退学又は停学
	その他のストーカー犯罪（ストーカー規制法第3条に規定する行為等）	停学又は戒告
	ハラスメントに起因する犯罪行為	退学、停学又は戒告
非違行為	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は戒告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物に対し、故意に物的損傷を与えた場合	退学又は停学
	本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為	退学、停学又は戒告
	飲酒を強要し、重大な事態を生じさせた場合	退学、停学又は戒告
	未成年者自らの飲酒又は未成年者と知りながら飲酒をすすめた場合	停学又は戒告
	人権侵害等のハラスメント行為	停学又は戒告
	上記以外の非違行為	停学又は戒告
重大な交通事故及び交通法規違反行為	ひき逃げ、あて逃げ、飲酒運転（酒気帯び運転を含む。以下同じ。）、麻薬等運転、共同危険行為、無免許運転、暴走運転（大幅な制限速度違反を含む。以下同じ。）等の悪質な運転による交通事故	退学又は停学
	悪質又は危険な運転によらない交通事故	停学又は戒告
	飲酒運転、麻薬等運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は戒告
	前方不注意等の相当な過失のある交通事故	停学又は戒告
	上記以外の反則金に該当する道路交通法違反	懲戒処分なし
試験等における不正行為	本学が実施する試験等における悪質な不正行為（代理受験、試験問題の不正入手等）	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は戒告

	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	戒告
	レポート等の盗作や剽窃を行った場合	停学又は戒告
学問的倫理に反する行為		退学、停学又は戒告
情報倫理に反する行為	コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用（著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール、学内外のシステムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用による犯罪行為	退学、停学又は戒告
	本学のコンピュータ又はネットワークに著しい障害や損害をもたらす行為	退学、停学又は戒告
	本学のコンピュータ又はネットワークの利用規程等に反する行為	退学、停学又は戒告
その他学生としての本分に反する行為		退学、停学又は戒告

別記様式1（第14条関係）

懲戒処分書

〇〇年度入学
〇〇学部〇〇学科 〇年
氏名

〇〇に処する。

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋市立大学長

公印

（注1）有期停学の場合は期間を明記する。

（注2）大学院の場合は、「〇〇学部〇〇学科」を「〇〇研究科〇〇専攻」とする。

（一部改正 平成31年達第70号）

別記様式2（第19条関係）

懲戒処分解除通知書

〇〇年度入学
〇〇学部〇〇学科 〇年
氏 名

停学処分を解除する。

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋市立大学長

公印

(注)大学院の場合は、「〇〇学部〇〇学科」を「〇〇研究科〇〇専攻」とする。

(一部改正 平成31年達第8号、平成31年達第70号)